

2024年1月19日

ASBJの中間会計基準案（公開草案）へのコメント**A 総論—四半期報告制度を改正するに至った経緯の尊重と継続を求める**

近年、会計基準の設定や運用はもっぱら「投資者及び債権者の保護等」が主たる目的であるかのように前提とされてきた。しかし会社法においても、金商法においても、公認会計士法においても、その根本目的は「**国民経済の健全な発展に寄与すること**」であり、「投資者及び債権者の保護等」はその根本目的に寄与する場合・範囲でのみ追求されるべきことは論を待たない（e.g., 公認会計士法第一条）。

今般第212回臨時国会で「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が可決（2023年11月20日）され四半期報告書は廃止されることとなった。これまで会計情報はより早く、より多く、より詳細に公開されるよう規制・基準化が重ねられてきた歴史の中で、今回の改正は画期的であった。「会計情報を充実させれば、株式発行を伴う資金調達が増え、国民経済の健全な発展に寄与する」との信念（固定観念）に対し、現政権は政策効果を詳細に検証した結果、本邦では逆機能が発生しており、資金の社外流出、国外流出が加速していることを明らかにした。四半期報告書の廃止は、これに対する反省として実現したものである（e.g., 自由民主党・金融調査会企業会計に関する小委員会議事、公益社団法人 関西経済連合会 委託研究『成熟経済・社会の持続可能な発展のためのディスクロージャー・企業統治・市場に関する研究調査報告書 <四半期毎の開示制度の批判的検討を契機とする>』（スズキ；2021）、『「新しい資本主義」のアカウントिंग「利益」に囚われた成熟経済社会のアポリア』（スズキ；2022））。これを更に現政府の方針との関連で位置づければ、岸田政権が懸念する金融資本（特に外国法人のそれ）に対する過剰な分配を統制すると同時に、企業における過剰負担や無駄を排除し、もって付加価値を適切に役員や従業員やR&Dや設備に分配することにより国民経済の健全な発展に寄与する「新しい資本主義」政策の基本政策の一つとして実現したものである（『新たな資本主義を創る議員連盟・設立趣旨』や総理就任時からの所信表明演説を参照）。

この流れを受けて ASBJ が新たに会計基準を開発するにあたっては、上記の経緯を尊重し整合的な開発手続きを経る必要がある。即ち、従来の経済学・財政学・会計学的な良識を妄信することなく、また国際的なトレンドやスタンダードに迎合して安易な統一性を求めることなく、本邦の「**国民経済の健全な発展に寄与する**」ために、国内主要ステークホルダーとの調整を十分に進めた上で、新たな会計基準を生成することを要請する。特に付加価値の生成主体たる企業（会計情報作成者）からのヒアリングを徹底し、事務管理作業の軽減や資本市場の逆機能の抑制を徹底すべきである。「金融商品取引法等の一部を改正する法律（2024年4月からの施行を想定）」の可決が第212回臨時国会にずれ込んだことにより、上記作業を徹底する時間的余裕がない場合にこそ、関西経済連合会や経団連等が代表する企業との調整を最優先して進められたい。この時間的な制約の観点からも、関西経済連合会が主張しているように、現行の四半期会計基準をそのまま生かして「期中会計基準」（仮称）に改正する案を採用することが、企業の無駄な作業負担を抑制する「新しい資本主義」の政策目標とも整合的である。

B 各論

質問 1 (開発にあたっての基本的な方針に関する質問)

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意しない。四半期会計基準の改正にあたって、ASBJ は中間会計基準案のみを開発し 1Q・3Q に対応する会計基準の開発をしていない。中間会計基準案だけを開発するのが国際的な会計基準の体系に近似させる目的であるとすれば、そこには政策的な合理性を見出さない。単に現行の四半期会計基準をそのまま生かして「期中会計基準」(仮称)に改正すればたりる。

質問 2 (今後の基準開発の方向性に関する質問)

今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して、ご意見があればご記載ください。

反対を表明する。ASBJ は、今後の方向性として、IAS 第 34 号「期中財務報告」のような期中会計基準(仮称)に改正することを示唆しているが、これには本邦の政策として合理性を見出さない。

質問 3 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

総論で強調したが、企業との調整を徹底することを要請する。ASBJ 設立当初(斎藤静樹委員長・西川郁生委員長)、国際会計基準の「強制適用」が既定路線となっていたにもかかわらず、企業との調整を徹底した結果「任意適用」に落ち着いた。仮にその手続きを経ずして国際会計基準がそのまま強制適用されていたとしたら、国民経済の健全な発展に多大な損失をもたらしたであろうことは関係者の中で十分に認識されている。形式的な国際化や統一性の追求を戒め、本邦の実情に即した会計基準の開発を要請する。

以 上

教授 スズキトモ
早稲田大学 商学学術院
元内閣総理大臣補佐官顧問
オックスフォード大学博士・元教授